

讓之時、其會人等啖其相讓之狀。略下

〔日本書紀推古二十二〕二十年是歲○中略百濟人味摩之歸化曰學于吳得伎樂舞、則安置櫻井而集少年、令習伎樂、於是真野首弟子新漢齊文二人習之傳其儻。

〔日本靈異記下〕村童戲刻木佛像愚夫研破以現得惡死報緣第廿九

當里國秦里伊小子入山拾薪其山道側戲遊木刻以爲佛像累石爲塔以戲刻佛而居石寺時々戲遊中略

村童良土和波部

〔古今著聞集和歌〕和泉式部忍て稻荷へ参けるに田中明神の程にて時雨の志けるにいかゞすべきと思ひけるに田かりける童のあをといふものをかりてきてまいりにけり、下向の程にはれにければ此あを、かへしとらせてけり、さて次日、式部はしのかたをみいだしてゐたりけるに、大やかななる童の文もちてたゞすみければあれは何者ぞといへば此御ふみまゐらせ候はんといひて、さし置たるをひろげてみれば、

時雨するいなりの山のもみぢばはあをかりしより思ひそめてきと書たりけり、式部あはれと思ひて此わらはをよびて、おくへといひて、よび入けるとなん。

〔十訓抄ニ〕肥後守盛重は周防の國の百姓の子なり六條右大臣顯房源の御家人になにがしとかや、かの國の目代にてくだりたりけるに、次ありて、かの小童にてあるをみるに、魂ありげなりければよびとりていとおしくしけるを京にのぼりてのち供に具して大臣の御許に参たりけるに、南面に梅木の大なるがあるを、梅とらんとて、人の供の者ども、あまた礫にて打けるを、主のあつとらへよとみすの内より、いひ出し給たりければ、蜘蛛のことをふきちらすやうに逃にけり、其中に童一人、木のもとにやをら立かくれて、さし歩て行けるを、優にもさりげなくもてなすかなと